

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇七十一の一（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇七十一の一（略）</p> <p>七十一の二（±）―「パラ―」（二―イソプロポキシエトキシ）メチル」フエノキシ」―三―イソプロピルアミノ―二―プロパノール（別名ビソプロロール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中（±）―「パラ―」（二―イソプロポキシエトキシ）メチル」フエノキシ」―三―イソプロピルアミノ―二―プロパノールとして四・二五mg以下を含有する</p>

七十一の二〜七十一の十三 (略)

七十二〜八十一の十二 (略)

八十一の十三 「一」ヒドロキシ―三―(メチルペンチルアミノ)プロパン―一・一―ジイル」ジホスホン酸(別名イバンドロン酸)、その塩類及びそれらの製剤

八十一の十四〜百十の六 (略)

百十の七 ペルツズマブ及びその製剤

百十の八〜百十の十五 (略)

百十一〜百二十一の一 (略)

百二十一の二 (二RS) ――(四―「二―(―メチルエトキシ)エトキシ」メチル」フェノキシ―三―「(―メチルエチル)アミノ」プロパン―二―オール(別名ピソプロロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げる

ものを除く。

七十一の三〜七十一の十四 (略)

七十二〜八十一の十二 (略)

(新設)

八十一の十三〜百十の六 (略)

(新設)

百十の七〜百十の十四 (略)

百十一〜百二十一の一 (略)

(新設)

ものを除く。

(1) 一錠中 (二RS) 一 (四) (二) (一) メチルエトキシ) エトキシ] メチル] フェノキシ] 三] (一) メチルエチル) アミノ] プロパン] 二] オールとして四・二五mg以下を含有するもの

(2) 一枚中 (二RS) 一 (四) (二) (一) メチルエトキシ) エトキシ] メチル] フェノキシ] 三] (一) メチルエチル) アミノ] プロパン] 二] オールとして八mg以下を含有する貼付剤

百二十一の三〜百二十一の十六 (略)

百二十二〜百三十四の三 (略)

百三十四の四 リキシセナチド及びびその製剤

百三十四の五〜百三十六 (略)

百二十一の二〜百二十一の十五 (略)

百二十二〜百三十四の三 (略)

(新設)

百三十四の四〜百三十六 (略)